

「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」が変わります！

令和6年8月30日の法令改正により、支給方法が見直され、6ヶ月毎の支給が可能になり、支給割合が一部拡充されました。

1. 対象者の要件が一部変更されました

これまで

<対象者要件>

- ①就業経験、技能、資格の取得状況などから判断して、教育訓練が適職に就くために必要と認められる。
- ②児童扶養手当受給相当の所得水準である。(撤廃)

令和6年8月30日～

<対象者要件>

- ①就業経験、技能、資格の取得状況などから判断して、教育訓練が適職に就くために必要と認められる
- ②自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている。(新)

2. 半年(6ヶ月)毎の分割支給が可能になりました

次の3つの条件を満たす場合に、6ヶ月毎の支給が可能となります。

専門実績教育訓練給付の指定講座等を受講している
が専門実践教育訓練給付を受けられない方

令和6年8月30日以降に講座指定している

教育訓練施設が6ヶ月毎の受講証明書の発行が可能

分割支給(6ヶ月毎)
が可能

3. 支給割合が一部拡充されました

<対象講座>

雇用保健制度の「専門実践教育訓練給付」の指定講座(専門資格の取得が目的のものに限る)

※ハローワークからの訓練給付を受けられている方も差額を受給可能です。

<支給内容>

・受講料の6割相当額(修学年数×上限40万円)
に加えて

・修了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限20万円)を追加支給

新

【注意】

上記の内容は、実施している自治体等(県、各市)によって異なる場合がございます。詳しくは裏面「問い合わせ窓口一覧」をご確認の上お住まいの地域の福祉担当窓口にご確認ください。

問い合わせ窓口一覧

市にお住まいの方

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
徳島市福祉事務所	〒770-8053 徳島市沖浜東2丁目16	(088)621-5122	徳島市
鳴門市福祉事務所	〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170	(088)684-1231	鳴門市
小松島市福祉事務所	〒773-8501 小松島市横須町1-1	(0885)32-2114	小松島市
阿南市福祉事務所	〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3	(0884)22-1677	阿南市
吉野川市福祉事務所	〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1	(0883)22-2267	吉野川市
阿波市福祉事務所	〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1	(0883)36-6820	阿波市
美馬市福祉事務所	〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5	(0883)52-2333	美馬市
三好市福祉事務所	〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474	(0883)72-7648	三好市

町村にお住まいの方

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
東部保健福祉局(徳島)	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	(088)626-8714	勝浦郡、名東郡、 名西郡、板野郡
南部総合県民局(美波)	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	(0884)74-7368	那賀郡、海部郡
西部総合県民局(三好)	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	(0883)76-0483	美馬郡、三好郡